

HNS条約の概要

条約概要

- HNS条約とは船舶による海上輸送中の危険物質及び有害物質によって発生した損害の賠償及び補償に関する条約
- 有害危険物質の海上輸送にともなう事故によって生じた損害について、その被害者に適正な補償が迅速に支払われるようにするため、国際規則や手続を統一するとともに、国際組織として基金を設立して国際的な補償体制を構築するもの
- 基本的な仕組みは、国際油濁補償制度(=IOPC基金の体制)をほぼ踏襲
- 但し、民事責任条約と基金条約のように分かれておらずHNS一本の条約で、対象となる損害も、IOPC 基金体制と異なり 汚染損害 や防止措置費用だけでなく、火災や爆発による **人的損害、物的損害 も含まれる**
- HNS条約においては、海上輸送中の有害危険物質により発生した損害の賠償について、被害者救済の充実の観点から、[1]船主の責任について **厳格責任(※)**を課す一方、[2] **一定の限度額を設定**するとともに、これを **強制保険**で担保する。[3]船主責任を超える部分については、有害危険物質の **荷主が拠出する国際基金が補償**を行う (※免責事由:戦争、敵対行為、内乱、暴動、不可抗力、意図的行為等)

* 2010年の危険物質及び有害物質の海上輸送に関連する損害についての責任並びに損害賠償及び補償に関する国際条約
International Protocol on Liability and Compensation for Damage in Connection with the Carriage of
Hazardous and **N**oxious **S**ubstances by Sea (2010 HNS Protocol)

HNS基金の仕組み

- 拠出区分

4つの独立した勘定(Account)で構成=~~相互扶助~~

勘定	拠出者
一般	下記以外のHNS物質受取人
石油	石油受取人
LNG	LNG受取人
LPG	LPG受取人

- 受取人(拠出者)

原則、海上輸送後に条約当事国で荷揚げされるHNSを物理的に受け取る者

- 受取量報告

毎年HNSの受取人は政府を通じて基金に受取量を報告

HNS基金による補償

- 要件：
 - 船主責任が生じない
 - 船主が義務を履行するための資力を有しておらず、保険その他財政上の補償が不十分
 - 船主責任限度額を超える
- 免責：
 - 戦争、内乱、暴動等によって生じた事を基金が証明した場合(天災は含まず)
 - 損害が1又は2以上の船舶の関係する事故によって生じたという合理的な可能性があることを債権者が証明することができない場合→**厳密な因果関係の証明ではない**
 - 損害を意図した作為、不作為、過失を基金が証明した場合(全部または一部)
- 限度額：SDR250百万
- 時効：
 - 損害発生を知った或いは合理的に知るべき日から**3年以内**の訴訟、或いは
 - 船主、保険社に対して補償請求手続きについて基金への通知が必要
 - いかなる場合においても事故発生から10年経過した後は提訴は不可

対象物質

1. 石油類（MARPOL73/78条約附属書 I 海洋汚染防止条約）
例）原油、重油、軽油、ガソリン、アスファルト等
2. 有害液体物質（MARPOL73/78条約附属書II）
例）メタノール、キシレン、ベンゼン等
3. 危険液体物質及び危険物（IBCコード 危険化学薬品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則）
例）アンモニア、塩酸、硫酸、スチレン等
4. 危険・有害物質（IMDGコード 国際海上危険物規程）
例）コンテナ等、梱包形態で運ばれる危険物質
5. 液化ガス（IGCコード 液化ガスのばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則）
例）LNG、LPG、エチレン等
6. 可燃性液体物質（引火点60℃以下の物質）
例）エタノール、トルエン、ベンゼン、酢酸等
7. 固体ばら積み危険物（IMSBCコード 国際海上固体ばら積み貨物規則）のうち個品で輸送される場合に
IMDGコードが適用されるもの
例）硝酸塩、ナトリウム、硫黄、鉄くず、油かす等

IOPC基金HNS Finder : <https://www.hnsconvention.org/hns-finder/>

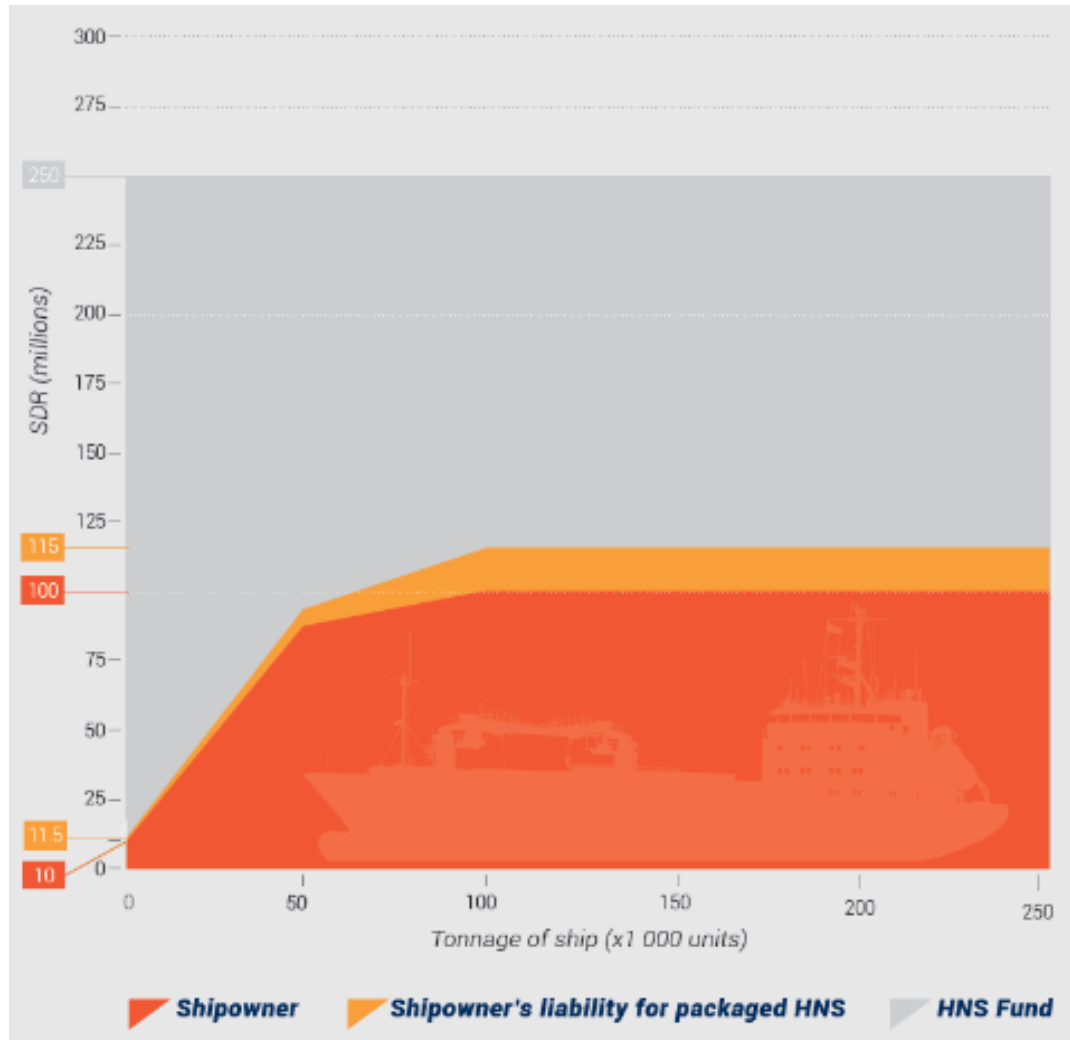
対象となる損害

- **人損**：船舶上又はその外部でHNSによって生じる死亡もしくは身体の障害
- **物損**：船舶の外部においてHNSによって生じる財産の減失又は損傷
例) 危険物が爆発し、浮き灯台、洋上ブイが破損する
- **環境の汚染**による損失、損害
- 防止措置の費用又は**防止措置**によって生ずる損失、損害：損害を防止し、または最小限にする為事故の発生後に取りる措置 例) 汚染物質の更なる流出を防ぐ為の抜き取り作業の費用

【発生場所との相関】

場所		船舶	損害			
			(ア)人損	(イ)物損	(ウ)環境汚染損害	(エ)防止措置
締約国	領海	締約国船舶	○	○	○	○
		非締約国船舶	○	○	○	○
	EEZ	締約国船舶	○	○	○	○
		非締約国船舶	×	×	○	○(ウ)に限る
非締約国	領海	締約国船舶	×	×	×	×
		非締約国船舶	×	×	×	×
	EEZ	締約国船舶	○	○	×	○(ア)(イ)に限る
		非締約国船舶	×	×	×	×
公海		締約国船舶	○	○	×	○(ア)(イ)に限る
		非締約国船舶	×	×	×	×

責任限度額



基金負担
135百万～240百万SDR

梱包貨物115百万SDR

ばら積み貨物100百万SDR

HNS条約発効に向けた動き

- 発効要件
次の要件を満たした日から18カ月後に発効
 - ① 12カ国以上の批准
 - ② 批准国中 4 か国の船舶保有量が200万総トン以上
 - ③ 批准国のHNS受取量(一般会計)総量が4,000万トン以上
 - 現批准国
カナダ・デンマーク・ノルウェー・南アフリカ・トルコ・エストニア・フランス・スロバキア(8 カ国)
 - 批准予定国
オランダ・ベルギー・スウェーデン・ドイツ
 - 発効見通し
2027年
- HNS条約は、国際油濁補償制度の仕組みがそのまま適用され、IOPC基金が抱える課題を引き継ぐことが懸念される為、**PIMAは反対の立場**
 - 第1層の保険が支払われず第 2 層の荷主が全てを負担、抛出義務がないフリーライダーの増加、小型船による大規模事故、条約の統一運用難等々
 - 現在IOPC基金が扱う原重油ですら油量報告や抛出金支払いを怠っている国がある中で、6千種類を超える物質の管理監督は極めて困難

